

～生産者のみなさまへ～

「さっぽろとれたてっこ」認証制度が変わります！

札幌市農業振興協議会（札幌農業の振興を目的に札幌市農業協同組合や札幌市経済局農政部等により構成される団体）が実施している「さっぽろとれたてっこ」認証制度は、平成19年度の運営開始から間もなく8年が経過しますが、「さっぽろとれたてっこ」のさらなるブランド力強化や認証取得者の方の事務手続きに関する負担軽減を図ることを目的として、平成27年度から下記のとおり変わることとなりました。

変更点の概要

1 認証対象の変更（生産者認証への移行）

これまでは生産物ごとに認証を行っていましたが、平成27年度以降は生産者を対象に認証を行います。

2 土耕栽培における土壌診断実施の必須化

これまでは土壌診断の実施を必須とはしていませんでしたが、平成27年度以降は少なくとも3年に1回の土壌診断の実施を必須といたします。

3 営農に関する支援活動の強化

JAさっぽろや札幌市農業支援センターの担当職員が、生産者の皆様の圃場をより積極的に訪問し、アドバイスを行っていきます。

この改正に伴い、現在認証を取得されている方には、認証継続のために改めて申請手続きを行っていただく必要があります。手続きの方法や提出書類につきましては、対象生産者のみなさまに別途郵送または直接お渡しさせていただいた書類をご参照ください。

提出期限：平成27年2月末日

提出先：JAさっぽろ各経済センターまたは札幌市農業支援センター

※ ご不明な点等がございましたら、お近くのJAさっぽろ各経済センターまたは札幌市農業支援センターまでお問い合わせください。

札幌市農業振興協議会では、今回の改正を契機としてより一層、札幌産農産物ブランドとしての「さっぽろとれたてっこ」の普及・拡大に取り組んでいきたいと考えております。生産者の皆様には引き続き、認証制度の取り組みにご理解・ご協力いただくとともに、積極的にご参加くださいますようお願いいたします。

「さっぽろとれたてっこ」ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/toretate/>



問い合わせ先

札幌市農政部農業支援センター地域支援係 Tel.787-2220